

○厚生労働省告示第二百七十六号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき、石綿障害  
予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定める。

令和二年七月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき厚生労働大  
臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号。次号に  
厚生労働省  
環 境 省

において「登録規程」という。）第二条第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部  
（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。同条第二項に規定する一般建築物石綿含  
有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上  
の能力を有すると認められる者

二 一戸建て住宅等 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建  
材調査者

附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百七十七号  
 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第六項の規定に基づき、及び同令を実施するため、石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等を次のように定める。

令和二年七月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等

（分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者）

第一条 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。次条第二号において「石綿則」という。）第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 分析調査講習を受講し、次条第四号及び第五号の修了審査に合格した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（講習の内容及び講師）

第二条 前条第一号の分析調査講習は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 学科講習及び実技講習によって行うこと。
- 二 前号の学科講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる内容について同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	内容	時間
分析の意義及び関係法令	イ 石綿則第三条第五項に規定する分析による調査（第四号及び第五号において「分析調査」という。）を行う者の心構え ロ 石綿の有害性 ハ 労働安全衛生法その他関係法令	〇・七五時間
鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識	イ 石綿等に関する鉱物の基礎知識 ロ 石綿等が使用されている材料の種類と組成 ハ 建築物、工作物及び鋼製の船舶の種類並びにこれらにおける石綿等が使用されている材料の使用状況 ニ 分析のための試料の取扱い	三時間
分析方法の原理と分析機器の取扱方法	イ 光学顕微鏡の基礎知識（原理と構造） ロ エックス線回折装置の基礎知識（原理と構造）	三時間

三 第一号の実技講習は、次に掲げるいずれかの方法について行うこと。

- イ 偏光顕微鏡による定性分析の実施方法
  - ロ 位相差・分散顕微鏡及びエックス線回折装置による定性分析の実施方法
  - ハ エックス線回折装置による定性分析及び定量分析の実施方法
  - ニ 偏光顕微鏡による定性分析及び定量分析の実施方法
  - 四 学科講習を行った後に、分析調査を行うために必要な知識についての筆記試験により修了審査を行うこと。
  - 五 実技講習を行った後に、分析調査を行うために必要な技能についての筆記試験又は口述試験により修了審査を行うこと。
  - 六 学科講習又は実技講習を適切に行うために必要な能力を有する講師により行うこと。
- 第三条 前二条に定めるもののほか、分析調査講習の実施に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。
- 附則  
この告示は、令和五年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百七十八号

石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第四条の二第一項第三号の規定に基づき、石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物を次のように定める。

令和二年七月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物  
石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第四条の二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる物(土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。)とする。

- 一 反応槽
- 二 加熱炉
- 三 ボイラー及び圧力容器
- 四 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)
- 五 焼却設備

○厚生労働省告示第二百七十九号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第六条の二第二項の規定に基づき、石綿障害予防規則第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物を次のように定める。

令和二年七月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第六条の二第二項の石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが飛散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものは、石綿等を含有するけい酸カルシウム板第一種とする。

附 則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。